指定校変更許可基準

【留守家庭児童(小学校のみ)】

保護者の就労等により児童の帰宅時に保護・監督する者が不在となる家庭で、預かり先がある校 区の学校への通学を希望する場合

※<u>日吉小学校</u>は児童数の増加に伴い教室の確保に課題があるため、令和3年度から当面の間、本要件による指定校変更の受入れを控えさせていただきます。

ただし、令和2年度までに本要件で日吉小学校に在籍している児童は引き続き更新申請を受け付けます。また、そのきょうだい(令和3年度以降の入学者)は、【きょうだい関係】の要件で申請を受け付けます。

【地域の理由】

- ●教育委員会が指定した特定許可地域等に住所を有し、対応する学校への通学を希望する場合
- ●中学校入学·転入学時に、就学を希望する中学校までの通学距離が指定校までの通学距離より 短い場合

【転居予定】

転居予定先の校区の学校へ、学期当初から通学を希望する場合

【住宅取得後の転校】

登記関係等で実際の転居前に住民票を異動したが、実際に転居するまで居所の校区の学校への 通学を希望する場合

【最終学年】

最終学年で転居をしたが、卒業まで引き続き転居前の学校への通学を希望する場合

【学期途中】

学期の途中で転居をしたが、学期末まで引き続き転居前の学校への通学を希望する場合

【家庭の事情】

家庭の事情により住民票の異動ができないが、実際に居住している校区の学校への通学を希望 する場合

【学校行事参加】

転居をしたが、運動会や修学旅行等の学校行事終了まで引き続き転居前の学校への通学を希望 する場合

【きょうだい関係】

住所地の指定校以外の学校へ就学している児童・生徒のきょうだいが、当該児童・生徒と同じ学 校への通学を希望する場合

【隣接校区転居】

在籍している学校に隣接した学校区へ転居したが、引き続き転居前の学校への通学を希望する場合(ただし、転居先の校区の指定校よりも通学距離が短い場合に限る)

【院内学級】

久留米大学病院、のぞえの丘病院及びのぞえ総合心療病院へ入院期間中、院内学級への就学を希望する場合(原則、1ヶ月以上の長期入院患者が対象)

【身体的事情】

病弱等の身体的事情があり、通学距離が短くなる等、身体的負担を軽減できる学校への通学を 希望する場合

【特別支援学級進学予定者】

対象の特別支援学級が指定校に設置されておらず、当該特別支援学級がある学校への進学が望ましいと判断された場合(ただし、通学距離及び安全面において負担のかからない場合に限る)

【日本語修得支援】

海外からの帰国等で日本語修得の支援が必要な児童生徒が、日本語指導を行う教員等が配置されている学校への通学を希望する場合(ただし、通学距離及び安全面において負担のかからない場合に限る)

【通学の安心の確保】

Iつの小学校から、複数の指定中学校に分かれて進学する地域において、指定中学校に進学予定の児童が著しく少数であるため、最も多くの児童が進学する次の変更許可校への進学を希望する場合

≪該当校≫

NO.	小学校	指定中学校	変更許可校
I	日吉	城南	諏訪
2	小森野	櫛原	城南
3	東国分	諏訪	明星
4	上津	荒木	青陵
5	上津	明星	青陵
6	津福	筑邦西	江南
7	津福	荒木	江南

【教育的配慮】

いじめや不登校など、教育委員会と関係学校長との協議により配慮が必要と認められる場合